

小値賀町議会第二回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	収入役	総務課長	住民課長	農林課長	水産商工課長	建設課長	税務課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	岩坪	大黒	谷良	中川	神川	西村	中村	吉元	平野	筒井	福田	松永
憲	勝	泰	一	功	清	三	章	信	之	敏	等	誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 三

永 浦

清 清

美 敏

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十五年六月二十六日（木曜日）

午前十時二分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 報告第一号 平成十四年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第三 報告第二号 平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第四 議案第三十一号 専決処分事項の承認を求めることについて（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第五 議案第三十二号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）
- 第六 議案第三十三号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第五号））
- 第七 議案第三十四号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号））
- 第八 議案第三十五号 小値賀町税条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第三十六号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

午前十時二分開議

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、三番・小辻隆治郎議員、四番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、報告第一号、平成十四年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 報告についての説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 報告第一号、平成十四年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成十五年五月末におきまして、その内容を計算し、額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

農林水産業費の、県営小値賀地区担い手育成畑地帯総合整備事業の繰越理由は、堆肥製造施設の舗装工事等の施工にあたり、国立公園保護区域内の施工であることから、国の自然保護事務所の許可申請認可に不測の日数を要したためでございます。翌年度繰越額は二百四十五万円で、財源は一般財源となっております。

経営構造対策事業は、建築予定地の用地取得にかかる相続登記に日数を要し、二千三十一万九千円を繰越すもので、財源は県補助金一千四百二十七万二千元、地方債四百五十万円、一般財源百五十四万七千円でございます。

前方漁港環境整備工事は、土取場において他の事業との調整により、一千四百四十二万円を繰越すもので、財源は県補助金九百七十二万円、地方債四百四十万円、一般財源三十万円でございます。

小値賀漁港海岸環境整備工事地元負担金は、管理棟建築において県と町との手続きに日数を要したため、外構工事の一部

を繰越しており、繰越額は三百七十八万九千円、その財源は、既収入特定財源として前年度より地方債分の七万九千円を受け入れ、その他に地方債三百七十万円、一般財源一万円としております。

教育費の、小値賀小学校大島分校大規模改修工事の繰越理由は、国の平成十四年度第三次補正予算債により施工するもので、補助金の内示が平成十五年三月であったため、全額繰越になり繰越額は四千八百五十七万円、財源の内訳として、国庫補助金一千四百四十万二千元、地方債二千八百八十万円、一般財源五百三十六万八千円となっております。

以上で、繰越明許費繰越計算の結果を報告いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 繰越の理由を説明をされましたが、まず、県営小値賀地区担い手育成畑地帯総合整備事業についての説明の中で、国立公園のために関係省庁に対する申請に手間取ったということとございしますが、国立公園であるということ、随分前々からいろんなところに影響があるのは当然わかりきっていることとありますが、今始まったことではありませんが、そのことは当然頭においてですね、事業を始めるべきだと思っておりますけれども、この点については、この整備事業に関しては特段の理由があったんでしょうか。

そのことを想定をしながらも、尚且つ手間取ってしまった理由を更にお伺いしておきます。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

立石議員さん言われるように毎回このようなことが生じているわけでございますが、なかなか国立公園の許可がおりないというふうなこともあるわけでございます。ただ今回の場合、この国立公園保護区域内の施工ということが大きな理由ではございませんけれども、実はもう一つ理由がございます。

これはご存知のように牛糞ですね、牛糞の水分が高いためにですね、実は舗装するときには貯留槽をつくっていただくというふうな希望もありませんので、今回の場合は、今総務課長が言いましたけれども、入れていないということとございまして、それを入れられませんので、今回の場合は、今総務課長が言いましたけれども、入れていないということとございまして、

そこら辺よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 牛糞の水分云々の問題については、実はいろんなところで事前にもうこの事業を始める段階から私も聞いておりましたし、所謂牛を飼っている方々の意見もですね、十分に聞けば、こういうことも当然予測をされたらと、当初からですね、そうすると、途中からその対策をどうしようかということよりも、当初からその考え方があっても然るべきではなかったか、とすると、ほんとにこんなに繰越し、繰越しにするということはこれは普通の会計の一年度で、その会計年度で仕事を終わらすという原則からすると、ほんとは逸脱しているわけですから、そういう意味においてはですね、そういうふうにならないように、なつてもしょうがないなと思つてやるのではなくて、その原則に則つてということであれば、ちゃんとそういうことも当初から考えてですね、対処すべきであるというふうに思うのですが、そのことについても一度聞いておきます。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 言われるとおり、会計年度内で処理するというのが原則でございますので、そのような方向でいたしておりますけれども、先ほど言いましたように、当初水分が八二、三%だろうということだと思つていたわけでございますが、実際に搬入をしてみますと、九二、三%、約一〇%位の水分が高くあつたというふうなことで、実はその対策をどうかしなきゃいけないというふうなことで、実は急遽、畑総事業所の方にそういう話し合いの申し出をいたしましたもんですから、このような処置になつたわけでございます。

ご理解をお願いいたします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之） 経営構造対策事業についてお伺いをいたします。

これに非常に遅れた理由は私の知っている範囲では、土地の名義とか何かで多分遅れていると私は理解しておりますけれども、これによつてですね、非常にそれを受けた業者も非常に困つております。

その中で、工事の再開時期はどのくらい、何月頃になるのか、お伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 農林課長

伊藤議員

農林課長（中谷 功） 現在のところ、交付決定後ということで、七月には交付決定なされると思っております。

そのようなことから、決定後に契約をいたしまして十月には完成を、一応百日間位の工期を予定いたしております。

この事業につきましては、なかなか複雑でございまして、ハウス施設が製造請負というふうな形でございまして、入札は早くしとって下さいと、それで契約は交付決定後にして下さいというふうなことでございまして、そういうことに基づきまして行いたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 水産業費について伺いをします。

前方漁港環境整備工事で、この繰越明許費の理由として他の事業との調整においてということとございまして、その他の事業とはどういうものか、それから具体的にはどうということが調整する必要があると遅れたのか、もう少し具体的に伺います。

それから、小値賀漁港海岸環境整備工事地元負担金のことですが、この理由の中で、県との調整が遅れたということですが、具体的にはどの部分の調整が難航したんでしょうか、伺います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

第一点の、前方漁港環境整備工事ですが、これは工事内容が盛土と道路、そしてコンクリートブロック積みといったものが主な事業内容ですけど、これの盛土部分について昨年から借り置きをした部分が、過疎基幹農道の、大浦、潮井場線、その附近に借り置きをしておいたわけです。ところが、その盛土搬入においてこの基幹農道の工事と重なったために、その搬入ができなかったというようなことが大きな理由でございまして。

それと、小値賀漁港の海岸環境整備工事につきましては、管理塔の建築におきまして県と町で合併の手続きをとっております。これにその不足の日数が要したということですが、工事についても結構建築部分について県の工事が遅れたということが大きな理由だというふうになっておりますので、その辺のところご理解をいただきたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 前方漁港環境整備工事の今の答弁ですけれども、やっぱりここだけの問題じゃなくて、全体の小値賀町

の事業の中ですね、こういうふうに影響し合うということがあるとすれば、それは当然前もつてですね、考えながら調整を行つてやるというような姿勢は是非今後貫いてほしいと、これは何も水産商工課だけではないと思います。全体的にそうしていただきたいと、こういうふうに思います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） あとで私ども、立石議員さんがおっしゃるのは当然だというふうを考えておりますので、今後十分注意をしたいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

よつて、平成十四年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり承認されました。

日程第三、報告第二号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 報告についての説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 報告第二号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、平成十五年五月末におきまして、その内容を計算し、それぞれ額が確定しましたので、繰越計算書を添付し、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、議会にご報告いたします。

本件は小値賀地区特定環境保全公共下水道事業に係るもので、今年三月十一日議会提出の、下水道特別会計補正予算（第

三号)で、国の補正予算の割当てを受けた事業費一千万円に係る国庫補助金五百万円、起債四百五十万円、一般財源五十二万円、総額一千二百万円を、年度内完成が見込めなかったために、十五年度へ繰り越していたものでございます。

繰越財源の内訳は、記載のとおり国庫支出金五百万円、地方債四百五十万円、一般財源五十二万円でございます。

なお、繰り越しました事業費につきましては、十五年度に入り、五月十六日に入札を終わっておりまして、笛吹地区公共下水道管渠舗装工事と笛吹地区公共下水道管渠工事一工区として現在施工中で、お盆までには完成予定でございます。以上で報告を終わります。

議長(近藤一輝) これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

おはかりします。

繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

よって、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり承認されました。

日程第四、議案第三十一号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

税務課長 **税務課長(中村敏章)** 議案第三十一号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

去る三月三十一日、所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)地方税法の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)が可決成立し、同日付で公布され、四月一日付けで施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日専決した次第でございます。

それでは条文をおつて、概要を新旧対照条文によりご説明いたします。

一頁でございますけど、第十九条第四号中の改正は特別土地保有税審議会の廃止に伴うものでございます。第三十一条第二項の改正は、法人税均等割税率条文の一部削除でございます。

新旧対照表の三頁でございます。第六十七条第一項中及び第八十三条第二項の改正は、軽自動車税及び固定資産税の納期の変更でございます。

新旧対照表四頁でございます。第四百十条二項の改正は、第十九条第四項中の改正と同様でございます。附則六条の削除は、株式等配当の分離課税が源泉課税への移行に伴うものでございます。附則六条の追加でございます。

続きまして、新旧対照表の五頁でございます。附則六条の二第一項は法律番号の追加でございます。

新旧対照表の六頁から七頁迄の、附則十一条、十一条の二の見出し中、及び同条一項、二項、十二条の見出し、同条第一項は、「平成十二年度から平成十四年度」を「平成十五年度から平成十七年度」へ「平成十三年度又は平成十四年度」を「平成十六年度又は平成十七年度」に年度の改正するものでございます。附則十二条の二、附則十三条は条文の削除と、「平成十二年度から平成十四年度まで」を「平成十五年度から平成十七年度まで」に改正するものでございます。

新旧対照表八頁でございます。附則第十四条の二は、特別土地保有税の課税停止に伴う条文の追加でございます。

新旧対照表九頁から十頁まででございますが、第十五条の二は年度及び期日の改正でございます。第十九条の改正は、第十九条の二の改正に伴うものでございます。

十一頁でございます。第十九条の二第二項の改正は、長期所有上場株式に適用されていたのが短期所有上場株式等にも適用されるといふ内容のものでございます。

十三頁でございます。第十九条の五の改正は、十九条の二の改正に伴う条文の整備でございます。第二十条は、租税特別措置法の整備による条文の改正でございます。

新旧対照表十六頁でございます。第二十条の二の改正は、商品先物取引に係る雑所得課税の特例を商品先物取引から先物取引に改正するものでございます。

十七頁から十九頁でございますけど、第二十条の三は条文の追加で、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用についてでございます。

附則施行期日、第一条、この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

以上、専決処分承認を定めることについてご説明いたしました。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 附則のところをお伺いをいたします。

この中に、「新条例附則」というのが幾つか出てまいります。例えば、第二条の二項、「新条例附則第十九条の二及び第二十条の三の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。」とありますが、この十九条の二というのは、新しく今回改正される条文ではないというふうに思うんですが、このようなことが次もあります。第二条の三についても、「新条例附則第二十条の規定は、」と、更に第三条の二、「新条例第五十四条第五項の規定は、」、それから第四条の三と四でも、そのように書いておりますが、これは殆んど改正をされていない部分の条例を指していると思うんですが、この内容を見ますと、平成十六年、例えば第二条の二は、「平成十六年度以後の年度分の個人の住民税について適用する。」、今まで適用してたのが何で十六年度以後も適用するということをわざわざここで書かなければいけないのかという、素朴な疑問があります。

更に同じように第三条の二、「新条例第五十四条第五項の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。」、これも替っていないのに何故十六年度以後と十五年度までを分けて書かなければいけないんだらうかという素朴な疑問があります。

同様に先ほど申し上げました、第四条の三項、四項についても同じです。

これについて、わかり易く説明をしていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答え申します。

私も勉強不足で、よくちよつとこういうことは詳しくはないんですけど、特別土地保有税に関する経過措置でございますけど、特別土地保有税については、もう十五年度以降は課さないことになっておりますけど、これがですね、今まで課税猶予された分がございます。その分については、その年度の分の、何て言いますか、猶予した分については猶予された金額をそのまま適用するというところでございます。

ちよつと詳しくないのでよくわからんですけど、ということでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 固定資産税の分も当然ですよ、例えば、附則第三条のところからは固定資産税に関する経過措置です。

これについては、どうですか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 固定資産税についてもですね、年度が替りますと評価替えますので、それで猶予された分とかですね、滞納分、それがこれに該当いたします。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 附則第三条の四項、或いは二項を読んでもですね、そのようなこととはあんまり関連してない条文なんですけど、どの部分がそうなんですか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	三十三分	—
—	再開	午前	十時	三十八分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

先のご意見ですけど、後ほど、もう一度調べ直してご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） これから町民に対する税を課するという問題についての重要な条例を改正しようとしてるわけですから、

これを後から調べてということはないと思います。

明確にお答えを願いたいと思います。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 今回の税改正はですね、所謂、課税をですね、減税しようという条文の改正でございます。

ですから、この改正につきましては、町民の不利益は被らないと思っております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 私たち議員の側から言うと、そのとおりで、町民の不利益を被るようなことについては、それは我々は

一生懸命抵抗しないといかんという立場にあります。

しかし、皆さん方の立場は、税を的確に集めなければいけない立場であります。それをあなた方から言われる筋じゃない、

私は思いますが。

それで、先ほども私が聞きました内容についての説明をですね、これはできると思うんですが、第三条と先ほど言った固定資産税の分と、それから町民税の分ですね、それについてはその依拠するところの法律が替ったということですよ。

ね、それが条文の中に、例えば、土地区画整理法とかそういうふうな法律は書き込まれておりますから、その書き込まれる法律自体が替ったので、当然それに基づく内容が替りますと、いうことでしょ、違いますか、確認をしておきます。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十一号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十一号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第五、議案第三十二号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本件について提案理由の説明を求めます。

税務課長

税務課長（中村敏章） 議案第三十二号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

去る三月三十一日、地方税法の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）が可決成立し、同日付で公布され、四月一日付けで施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に条例を廃止する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日専決した次第でございます。

平成十五年法律第九号で、特別土地保有税の課税停止の条文が追加されました。課税停止に伴い審議会の規定は廃止され、小値賀町特別土地保有税審議会条例も廃止するものでございます。

以上、専決処分の承認を求めることについてご説明いたしました。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 小値賀町土地保有税審議会、現在のメンバーはどの方ですか。任命をされて、任期はいつまで残ってるんでしょうか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 特別土地保有税の審議会にしましてはですね、町長が一応任命して、そういった案件があった場合には町長が任命いたしましたして、まあ五名となっているわけでございますけど、そこで審議していただくような格好になります。

で、小値賀町の場合ですね、特別土地保有税というのは本来、土地登記の抑制のための法律でございます。小値賀町の場合は殆んどそういった土地登記によるものですね、ございませぬので、小値賀町の場合、まあこれは法律に基づいた格好でこの条例は作成してるわけなんですけど、小値賀町の場合、殆んどそういった例がございませぬので、町長も今まで審議委員というものはですね、つくってないみたいですよ。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 小値賀町特別土地保有税審議会条例、いうものの中を見ますと、「委員の任期は二年とする。」と、こういうふうにあります。

で、「必要なときにこの審議会を構成する。」とは書いておりませぬ。このことについては、どうなんですかね、任期があるということは今任期途中の人がいるということになりませぬか。

それから、私が何をこれと言ってるかというところ、条例を廃止するのであればその任期の問題はどうなるんだろうと、審議会のメンバーの方の任期が途中になるのかなということも思ったもんですから、その辺のところでお伺いしておるんですけども……

今の答弁でちよつと、所謂条例とは違う答弁だと思ってるんですけれども。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 任期とは町長が任命してから二年間の任期でございます。

これは特別土地保有税を課税するために審議する審議会でございますので、そういった事件が起きない限りは町長としても審議委員を任命する必要はございません。

ですから、今、任期途中の人はございません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 今条例を読みますとですね、今これと関係はないんですけども、この専決処分とはですね、第五条に「この審議会の庶務は総務課において処理する。」ということが書かれておるわけですが、これはどういうことですかね、税務課でするんじゃないんですか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 一応条例では総務課の方になっております。

で、土地保有税というのは、ご存知のように実際小値賀町で発生したことはないんですけど、担当課は総務課となっております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 総務課に置くということですね、税務課の方でこの事務をやっているのに庶務を総務課に置くというように何か理由があるのか、それとですね、土地保有税は面積の関係で小値賀ではちよつと今まで該当もないし、それは承知しておりますけれども、先ほど立石議員が言われるようにですね、条例を制定した上では、それなら初めから条例は小値賀では関係ないということであれば条例を制定する必要もないでしょうし、条例を制定した上では、やっぱり委員というのも置かなければいけないんじゃないかなと私は感じますが、どうでしょうか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

何故総務課にあるかというご意見でございますけど、以前、総務課の方に税務係が一緒にあったわけでございます。

それで、税務係があったときにつくった条例でございますので、それで総務課に置くということで、それ以後、もう条例改正はいたしておりません。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） これは条例改正すべきでございます。その時点です、総務課から税務課を新しく作った時点で条例は改正すべきでございます。私も役場におりましたけれども、申し訳ございません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十二号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十二号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十一分	—
—	再開	午前	十一時	十一分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第六、議案第三十三号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第三十三号、専決処分事項の承認を求めることについてのご説明をいたします。

本議案は、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算(第五号)に係るものでございまして、三月議会提出の補正予算後に予算の内容に変更が生じ、予算の補正が必要になりましたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成十五年三月三十一日専決いたしましたので、同法同条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

第一表「歳入歳出予算補正」では、歳入歳出それぞれ三千万円を減額し、補正後の総額を三十五億六千二百万円に変更するものでございます。

それでは、説明書事項別明細書九頁より、ご説明いたします。
歳入より、ご説明いたします。

二款・地方譲与税、一項・自動車重量税百四十六万五千円増額、二項・地方道路譲与税百五十九万一千円増額、四款、一項・地方消費税交付金四百三十八万九千円減額、五款、一項・自動車取得税交付金九十七万円減額、いずれも国の交付確定によるものでございます。

七款、一項・地方交付税三千二百九十九万四千円増額は、特別交付税の確定によるものでございまして、十四年度の特別交付税の交付額は、一億五千二百九十九万四千円となっております。

十二款・県支出金、二項・県補助金五百六十八万円減額は、長崎県農政ビジョン推進特別対策事業費補助金百二十四万円、経営構造対策事業費補助金四百二十五万八千円が主なものでございます。

十三款・財産収入、一項・財産運用収入三万六千円増額は、基金利子でございまして。

十四款、一項・寄付金二十七万四千円増額は、香典・見舞返し等の、それぞれ目的に対する寄付金でございまして。

十五款・繰入金、一項・基金繰入金六千六百六十六万八千円減額は、特別交付税、町債等の歳入増、農業費や特別会計繰出金等の歳出減により、十四年度の決算収支を見込み振興基金に五千九百万円、家畜導入事業資金供給事業に二百六十六万八

千円、それぞれ基金へ返還いたしました。

十七款・諸収入、四項・雑入で、五万三千円の減額。

十八款、一項・町債七百二十万円増額は、十四年度起債の割当額によるものでございます。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、四目・財産管理費十八万一千円増額は、寄付金からの積立と利息の増減、土地開発基金繰出金の減額でございます。

三款・民生費、二項・児童福祉費、三目・児童福祉施設費は、財源調整によるものです。

五款・農林水産業費、一項・農業費一千二百二十七万三千円の減額は、三目・農業振興費で、経営構造対策事業の入札執行残と、県費上乘せ分がハウス施設しか該当しなかったために事業費の変更が生じ、それに伴い、担い手公社出資金も減額となっております。

四目・畜産業費では、家畜導入事業資金供給事業と、肉用牛経営規模拡大事業で五十頭の導入を計画しておりましたが、BSEの影響が薄れ子牛価格が高値となり、三月せり市において導入者が予定より少なかったため、減額しております。

また、小値賀牛増頭運動事業費は、県外産子牛の導入が子牛価格の高騰により、予定どおりの購入ができなかったためでございます。優良牛保留奨励事業は、対象保留牛の減によるものです。

三項・水産業費、二目・水産業振興費は、起債の追加配分と、振興基金繰入金の減額による財源調整でございます。

四目・漁港建設費の四十八万円の減額は、小値賀漁港広域漁港工事の事業費の減額によるものでございます。

六款、一項・商工費で三百万円の減額は、ながさき島の自然学校補助金で県補助金が該当したため、町補助金を減額したものでございます。

七款・土木費、一項・土木管理費一千五百万円減額は、下水道事業の起債が追加配分されたため、下水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

九款・教育費、一項・教育総務費三万一千円増額は、奨学資金貸付基金の利子分の繰出でございます。

七項・社会教育費は、財源振替でございます。

十三款、一項、一目・予備費を四十五万九千円減額し、予備費総額一千二百十万一千円としております。

また、第三表「地方債補正」では、追加分の経営構造対策事業補助金四百五十万円でございます。

次の変更分は、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業外十一件の起債配分額の確定による二百七十万円の増額でございます。以上で、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）に係る専決処分事項の報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認いただきまますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 専決処分については非常に気をつけなければいけない問題でございます。

あらゆる小値賀町の意思決定機関というのが議会にあるわけですから。議会において承認された事項において執行するということから言えば、この専決処分はまさにそこからすると、そのルールから特例として認められているものでありますから、そう簡単にこれを連発してはならない、こういうふうに思います。

従いまして、専決処分をするというときには、例えば、こう一般会計であれば早急に支払う経費が三月三十一日に生じたかどうか、もし臨時議会の招集を嫌って暇がないというふうにしてですね、故意に自由裁量処分と解されるようなことを専決処分で行ってはいけなく、両機関の均衡を図るべきであるという法の趣旨を逸脱することにもなりかねません。議会を軽視するということにもなってはならないので、あえて質問をしておきたいと思えます。

専決処分ができるのは、議会を招集するのにその暇がなかった、期間がなかった、日にちがなかった、というようなことであつたり、或いは議会が招集しても応じないというふうなときに専決処分が許されております。

今回の専決処分については、そのような状況はどういうふうな説明をするかということが第一点。

それから内容についてでございますけれども、三月三十一日に専決処分をしております。予算というのは、まず予算が可決をされてから執行するというのが筋であります。それからみればですね、これ全体的には減額ですから何も問題ないと思えます。ただし、内容を見てみますと、困ることがあります。それは何かと言いますと、総務費の一項、四目の財産管理費のところ補正額として十八万一千円出ております。これの内訳は積立金でありますから、これについては三月三十一日にこれを専決処分しても実行はできるわけでありまして、

しかしながら、五款・農林水産業費を見ますと、これは確かに補正額は減額となっておりますが、「節」の部分を見ますと、旅費が七万八千円出ております。需用費も四万三千円出ております。三月三十一日に専決処分してこれが実行できるんですか、ということになるんですが、このことについて、どうお答えいたしますか。

積立金については、これも出ておりますが、これも問題はございません。

それから、漁港建設費のところについても需用費が一万六千円出ております。これは三月三十一日に専決して執行できるのかという問題について、どうお答えになるか。

議長（近藤一輝） 立石議員、質問中ですが、歳出じゃなくて歳入を先にやっていたというところで。

歳入全般にわたってご質疑はありますか。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 専決処分についてですけど、これは専決したい場合は、次の議会に提出するようになっております。

今回提出した理由というのは、基金の取り崩し、基金関係でございまして、そういうのが五月ぐらいにしかわからないということ、そういうことで今回専決で上げているわけですけど……

通常でしたら地方債関係は三月三十一日で大体内示がわかるわけですけど、基金関係については五月にならないとわからないということ……

議長（近藤一輝） 総務課長、もっと大きい声でしっかり言ってくれんですか。

自分の中でわかつたつちや聞く人がわからねば。

総務課長（大黒泰三） 今回の理由といたしましては、基金の取り崩し関係で五月ぐらいいしかその内容がわからないということ、今回上げておるわけでございます。

議長（近藤一輝） 歳入全般にわたってご質疑はありますか。

松永議員

六番（松永勇治） もう少しはつきり言ってください。

今のは基金の関係でというようにすることで、専決処分の理由ちゅうのが……。

議長（近藤一輝） もう一回答えてください。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 積立基金関係の取り崩しですかね、その利子関係が五月ぐらいいしかわからないということ、

その分で今回の専決処分になっております。

議長（近藤一輝） 次に、歳出全般にわたり、ご質問願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

立石議員

十番（立石隆教） 先ほどの質問についてでございますけれども、私はその一般会計についての専決処分の出し方について、少し議論をしたいと思っております。

そのことで、いちいち一つの項目について「これはどうなんだ」と聞こうとは思いませんが、三月三十一日に歳出等の予算が上がることで自体がおかしいことでしょ、先に執行してそれに辻褃を合わせるために三月三十一日にそれを出してくるということであればわからんでもないと思いますが、それは制度上間違っていますから、それはないだろうと、こう考えます。とすると、三月三十一日で新たに需用費や旅費が専決されるというのは如何にもおかしいと、いうふうになります。これは書かなければ「款」と「項」については全部減額なんですから、何も問題ないですよ。変に書くから問題なんです。ということ、専決処分に対する考え方が少し甘いのではないかなと、いうことでお伺いをしとるんです。

それから総務課長の返答でございますが、専決処分ができるという、そういう法的根拠というものをわかった上でご答弁願いたい。今のようなのは執行の事務上の問題で、それは中身の問題であります。私が聞いているのは、専決処分ができる場合においては、一・議会が成立しないとき、二・法第百十三条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、三・町村長が議会を招集する暇がないと認めるとき、以外はないんですよ。

あ、もう一つありました。失礼しました。四として、議会が議決すべき事件を議決しないとき、この四つであります。ですから今度の場合はどれに当たりますか、っていうことを聞いてます。暇がなかったということであろう、こういうことで暇がなかったんです、いうことを述べていただきたい、ということですが、その中身について説明しようとして先ほどの説明になったと思いますけども、それ以外に緊急に三月三十一日に議会を開く暇がなかったの、ということであれば、そのようにお答えをいただきたい。

細かいことを言えとは言いません、緊急に開く暇がなかったとおっしゃっていただければそれで納得したいと思えます。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 三月三十一日までに議会を開くことができませんでしたので、そういう状態になっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 五頁でございますが、地方債の補正が「経営構造対策事業補助金」四百五十万円出ております。歳出の方で見ますと、農林水産業費、農業振興費の中の十九節・負担金、補助金及び交付金のところで、経営構造対策事業で五百三十一万九千円を減額しておりますが、片っ方で起債をして片っ方で減額、同じ事業名なので、どういう意味合いなのかということが、ちよつと疑問なのでこれについて説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

五頁の、地方債の補正でございますけれども、この分につきましては、経営構造対策事業の過疎債が今回ついたというふうなことで、追加をいたしております。

それから補助金との関係でございますが、入札執行残との関係で減額というふうなことになっております。

議長（近藤一輝） 次に、第三表『地方債補正』について、ご質疑願います。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 農林課長のただ今のご説明ですけれども、どうも納得できない、説明がよくわからない、もっと詳しく説明していただけませんか。

金額も違うし、どこでどう違うのかですね。だから起債の方法だつて普通貸借だとか書いてますけど、どう考えても私かわからんのかどうか判りませんが、私のわかるように説明を願いたいと。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

地方債につきましては、先ほど言いましたように今回単独事業でいたしました分が、単独から地方債がございましたので、その分四百五十万円が地方債として過疎債がございましたので、四百五十万円計上いたしております。

それから、十九節の五百三十一万九千円の減額でございますけれども、この分につきましては、県費の補助金が一〇%、ハウスの分にしかつかなかつたと、いうふうなことが一つあります。

それから、入札におきまして減額になりましたので、その分について五百三十一万九千円の減額をいたしているというこ

とでございまして、この分につきましては、担い手公社の方へ補助金を出すようにいたしておりましたので、今回五百三十一万九千円の分を減額をしたということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十三号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十三号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第七、議案第三十四号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第三十四号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明をいたします。

本議案は、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係るものでございまして、農業集落排水事業及び公共下水道事業で、今年三月十一日提出の、三号補正予算調整後に起債額に変更が生じ、予算の補正が必要になり、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成十五年三月三十一日、小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）として専決しましたので、地方自治法第七十九条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

二頁をご覧下さい。

第一表「歳入歳出予算補正」では、歳入、七款、一項・町債で一千五百万円を増額、四款、一項・一般会計繰入金で同額を減額するものでございまして、歳入歳出それぞれ補正後の総額は五億八千三百三十三万八千円に変更はございません。

次に、説明書事項別明細書により、予算の内容についてご説明をいたします。
六頁をご覧下さい。

歳入では、後の七款、一項・町債、一目・下水道事業債、一般公共債一千五百万円の追加内訳は、説明欄及び四頁の「第二表地方債補正」に記載のとおり、二節・農業集落排水事業債の一般公共債を九十万円追加、公共下水道事業債が一千四百万円の追加、合わせて一千五百万円の追加となっておりますが、今回の一般公共債の起債では、交付税算入率としては通常五〇%であります。財源対策分として認められたもので、算入率は七〇%で、過疎債と同率まで引き上げられております。

補正後の十四年度下水道会計の起債総額は三億二千五百六十万円となり、十三年度決算額と比較しますと、六千九十万円の減額となっておりますが、年度末現在の起債残高は、下の七頁、右下の十三億四千八百九十三万二千円となっております。

一般財源に一千五百万円の余裕が生じたので、第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を一千五百万円減額し、一般会計へ返還いたしました。

次に、戻っていただきまして、四頁「第二表地方債補正」については、先にご説明しました起債の追加に伴い、浜津地区農業集落排水事業と小値賀地区特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を合わせて一千五百万円を変更、追加しております。

以上で、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係る専決処分事項の報告を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 補助債である過疎債と一緒の充当率七〇%の起債をかけたということは非常に財源的にあれで、一般会計繰入れを一千五百万円戻すということになっておりますけれども、この利率とですね、償還年限を教えてくださいませんか、今回の借入れのですね。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（西 浩三） 申し訳ありませんが、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後でご報告させていただきますようにお願いいたします。

六番（松永勇治） はい。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十四号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。
おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十四号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	四十五分	—
—	再開	午後	一時	十一分	—

議長(近藤一輝) 再開します。

日程第八、議案第三十五号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長

税務課長(中村敏章) 議案第三十五号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明いたします。

去る平成十五年三月三十一日、所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)地方税法の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)が可決成立し、同日付で公布され、たばこ税の改正は平成十五年七月一日付けで施行されることになりました。

今回の改正は、たばこ税率の改正、及び株価の低迷から株式等に係る譲渡所得等課税の優遇税率の適用等が主なものでございます。

それでは条文をおって概要を、新旧対照条文によりご説明いたします。

傍線の部分が今回改正部分でございます。

第三十三条の改正は条文の追加ですが、特定配当等が源泉徴収課税に移行することにより、総所得金額から特定配当等を除外して算定するものでございます。

新旧対照表の二頁でございます。第三十四条の八も条文の追加でございしますが、配当割額又は株式等譲渡所得の控除、控除しきれなかった金額の還付、又は当該者の未納に係る徴収金への充当等の適用でございします。

新旧対照表の三頁でございます。第三十六条の二は条文の整備でございします。

新旧対照表の四頁でございます。第五十四条第五項は、公団から独立行政法人へ移行による条文の改正でございします。

新旧対照表四頁から八頁の第八十七条、八十九条、九十条、九十一条の改正は、自動車税申告書の様式の統一化により、申告書の様式が全国共通様式となることによる条文の改正でございします。

新旧対照表九頁でございます。九十五条は、たばこ税の改正によるものでございします。

第三百十一条は緑資源公団が独立行政法人緑資源機構へ移行による条文の改正でございします。

新旧対照表十頁の、附則第五条第二項は条文の整備でございします。第三項及び第七条は条文の追加でございしますが、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除適用範囲を追加したものでございします。

第七条の二は条文の追加でございしますが、株式等譲渡所得割額を課された場合の控除率の適用規定でございします。

第八条三項は追加条文でございしますが、前条と同様の控除の特例でございします。

新旧対照表十二頁でございしますが、第十六条の二は、たばこ税率の条文改正でございします。十六条の三項二号及び十七条第四項第二号の改正は、先ほどご説明いたしました、第三十四条八項の追加条文の適用と、「所得割額」とあるのを、「場合の所得割」に改正ですが、この場合とは、株式等譲渡所得割を課された場合でございします。

第十九条第三項の改定は、特例期限の撤廃と源泉徴収課税へと移行するものでございします。

新旧対照表十五頁の、第十九条の四は条文の削除でございしますが、分離課税から源泉徴収課税に移行することにより、申告義務が免除されることによりします。

新旧対照表十七頁でございします。第二十条第七項の改正は条文の整備でございします。

新旧対照表十八頁でございします。第二十条の二は、商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例ですが、先ほどご説明いたしました、第十七条第四項第四号と同様でございします。

附則第二十一条第四項に後段として次のように加える、この場合における第三十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一条第四項」とする。

施行期日でございます。

この条例案は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、次の各号に挙る規定は、当該各号に定める日から施行する。平成十五年七月一日施行は、たばこ税の改正分でございます。

第五十四条第五項及び第三百三十一条第四項の改正規定、平成十五年十月一日、十月一日施行は、緑資源公団が独立行政法人緑資源機構に移行することによる条例改正でございます。

第三十三条の改正規定、第三十四条の七の次に一条を加える改正規定、附則第八条、第十六条の四第三項及び第十七条第四項の改正規定、第十九条の改正規定、第十九条の四の改正規定、第二十条第七項の改正規定、並びに第二十条の二第二項第二号及び第二十一条第四項の改正規定、並びに附則第二条の規定平成十六年一月一日、平成十六年一月一日施行分は、配当等所得、株式等譲渡所得等の優遇税制、先物取引等により差金等決済をしたことによる控除しきれない金額について、繰越控除を認る等の条例改正でございます。

第八十七条第一項、第二項及び第三項、並びに第九十条第三項及び第九十一条第六項の改正規定平成十六年四月一日、平成十六年四月一日に施行される分は、自動車税申告書の様式の統一化による条例の改正でございます。

以上、小値賀町税条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 新旧対照表対照条文の、頁で言えば六頁になりますが、「軽自動車税に関する申告又は報告」というところの第八十七条であります。この六頁の頭の方の二行目からでございますけれども、施行規則第三十三号の二様式、旧条例の場合は、下に「一、二、三、四」と、こういうものを書くというふうに書いてありますので、様式の内容はわかるんですが、ここには施行規則第三十三号の二、或いはその後は今度は規則第三十三号の三様式というふうに出てるわけですけど、

この様式というのはいつ頃わかるんでしょか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

これは全国統一の共通様式になるわけでございますけど、ただ今枚数です、必要枚数を尋ねられております。ですから、それが来るのはまだ何時かというのは今のところは、わからんです。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） この施行規則というものは、私もちょっと地方税法に関するのかなあと調べてもちょっとわからないんですから、何に対する施行規則第三十三号ということになるのかという、基になっているものの法律があつて施行規則だろうと思うんです。

これは小値賀町の条例に関するこつちやないと思ひますが、基になっている法律は地方税法でいいんですか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

地方税法で謳われております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 議案三十五号の、後から一枚、二枚、三枚、四枚目のところでございますが、これは町たばこ税に関する経過措置附則の第四条というところで、四條の二項でありますけれども、これの内容がいくら読んでもようわからんです、掻い摘んでご説明をいただきたい。

それから特にですね、二、四、六行の方からちよつと特にわからないんです。「製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。」と、これがどうもようわからんです、二項全体を説明するにあつてこれを留意しながら説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

たばこを製造したところから、もう既にそこで賦課されるということですね、税の適用が、七月一日からの適用が行われるということですね。

小売店に行った段階で適用じゃなくて、たばこ製造所から出荷されることによっては、もう既にそこでは法の適用ができるということでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ということであれば、町たばこ税ですから、この分はその煙草の製造している所から町に入ってくるというふうに理解していいんですね。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） たばこ税は製造所から入ってくるものではないです。

これは国税と一緒にですね、とられますので、その内たばこ税として県の方から割り当てがきます。ですから国から県へきてそして県の方から町が、あの利子割交付金と似たような格好になってきます。それは消費した量に応じて貰える、ということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十五号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十五号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第三十六号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長

税務課長(中村敏章) 議案第三十六号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明いたします。

第五条、被保険者均等割額「二万二千元」を「二万円」に改め、第五条の二、世帯別平等割額「二万六千元」を「二万二千元」に改めるものとございます。

第六条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の率の「百分の〇・九」を「百分の〇・九五」に改めるものとございます。

第十一条の改正は、第五条の改正により、国民健康保険税の減額を改正するものとございます。

第十二条の改正は、条文の整備と国民健康保険税の課税の特例として、先物取引の差金等決済に係る損失の控除額が控除しきれない金額については、翌年以降三年間の繰越控除を認めるというものとございます。

施行期日、この条例案は平成十五年七月一日から施行する。ただし、十二条の改正規定は、平成十六年一月一日から施行する。

以上ご説明いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝） これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） この改正する条例を提出する前に、国保の協議会で意見を聞いたというふうに思いますが、その折に、幾つかのパターンを示されたと思いますが、どういう形で示されたのか、そして、このような形に一応落ち着いたわけですから、その審議の内容においてどのような委員の方から意見がなされたのか、伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

去る六月十二日、国保運営協議会を開催いたしましたして、国保税と介護保険の協議をいたしました。

改正案を現行税率に含めた五案ほどをご提案申し上げました。今回提案した、一応現行も含めた五案ということでご提案申し上げたわけなんですけど、当初、私の方から応益率の問題がですね、応益率がオーバーすることによって現行のままですやったらですね、軽減率がですね、「七」・「五」・「二」が、「六」・「四」で、「二」が無くなってしまうんです。

それで、その分の交付金がですね、約五百万位減るようになったものから、一応それをご説明しまして、その後にもう現案はその時点で、だから廃案ということ、四案です、四案で検討していただきました。

で、その結果、委員さんからはですね、もう三案でいいんじゃないかということ、すみません、この今改正した案でいいんじゃないかということですね、全員の了解をいただきましたので、今回改正するものでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 特に主だった委員さんからの意見はなかったということですね、こういう意見も、例えば反対意見もあったというようなことがあれば、それも伺いをしておきたいというふうに思います。それはさつき聞いた折、答弁もれがありますから答弁して下さい。

それから医療費があつて、それに合せて国保税っていうものを決めていくわけですから、医療費自体は下がってるんですでしょうか。

それから、この改正案は所得のある人には若干「増」という形で、それから一般世帯と言いますか、個別割とか世帯割に

ついては下げるといふ方向で決められてるように思いますけど、これでいくと国保の収入が少し減るかなというふうには思ったりするんです。そこで医療費と見合うのかなという心配があるんですが、その辺もお伺いをします。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

委員さんの中で反対の意見の方は一名もいらつしやいませんでした。

それと減税の件ですけど、約一千二百八十万円ほど減税になります。それで所得の高い人が多く払わんばいかんぢやないかというご意見ですけど、実際税率自体はですね、六・五%の税率は動かしていませんので、その所得の高い人が多く払うというようなことはございません。

それと医療費の件なんですけど、医療費は年々下がっております。それで過去三年間ですね、一応給付実績から必要税額を算出しまして、それで決めたわけでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 他の国保の会計というのはかなり年々医療費が上がってきて大変だという状況にあるわけですね、他の自治体においてはそれをよく聞きます。うちの自治体においてはそういうことで、医療費自体が、給付額が少し減少の傾向にある、私は老人保健に携わる方々のかんりの努力が実ってきているのかなあというふうに思いますので、大いにこれは評価したいというふうに思います。

こういうなことになりますと、住民にとつての税負担というものが少しでもやっぱり軽い方がいいわけで、こういうふうに一生涯懸命努力すること、それを軽減できるとするならば大変いいことですから、どうぞ今後もご努力を関係各位お願いをしたいというふうに言っておきます。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（中村敏章） 給付金額が年々下がっているわけなんですけど、それはですね、住民課の方で集団検診を実施しております。小値賀町の受診率は管内ではかなり高い方で年々増加の傾向にあります。

私の考えとしては、集団検診による早期発見、早期治療が国保給付金の減額に繋がっていると思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十六号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三十六号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前十時より開議します。

― 午後 一時 三十六分 散会 ―